

森林情報士登録更新の手引き

(令和7年度末に登録更新をされる皆様へ)

◎森林情報士は5年ごとに登録の更新が必要な資格です。

森林情報士資格取得後も森林・林業に係わる技術や知識の研鑽を継続して行い、技術・知識の維持・向上に努めていただくことを目的としております。

森林情報士の資格は、登録有効期間が5ヶ年となっており、令和3年4月1日付で認定、または更新の登録をされた方は、令和8年3月31日で有効期間が切れます。

◎資格の継続には、令和8年2月末までに更新手続きを済ませて頂く必要があります。

令和8年3月31日で有効期間が切れる方に、このお知らせを差し上げています。

令和8年1月1日から2月末までの間に、更新手続きをお願い致します。

◎前5年間の継続的な学習の取り組みを添えて、申請して下さい。

森林情報士として必要な知識や技術を維持しつつ、それらを生かして引き続き社会に貢献していくことを明らかにするため、更新前5年間の継続的な学習の取り組みを自主申告して頂きます。

更新には、下記（ア～エ）のいずれかに該当する学習の取り組みを記して下さい。

（ア～エのいずれか一項目以上の学習が必要です、記載は一項目で可）

ア 以下の誌上で学習した者（一誌で可）

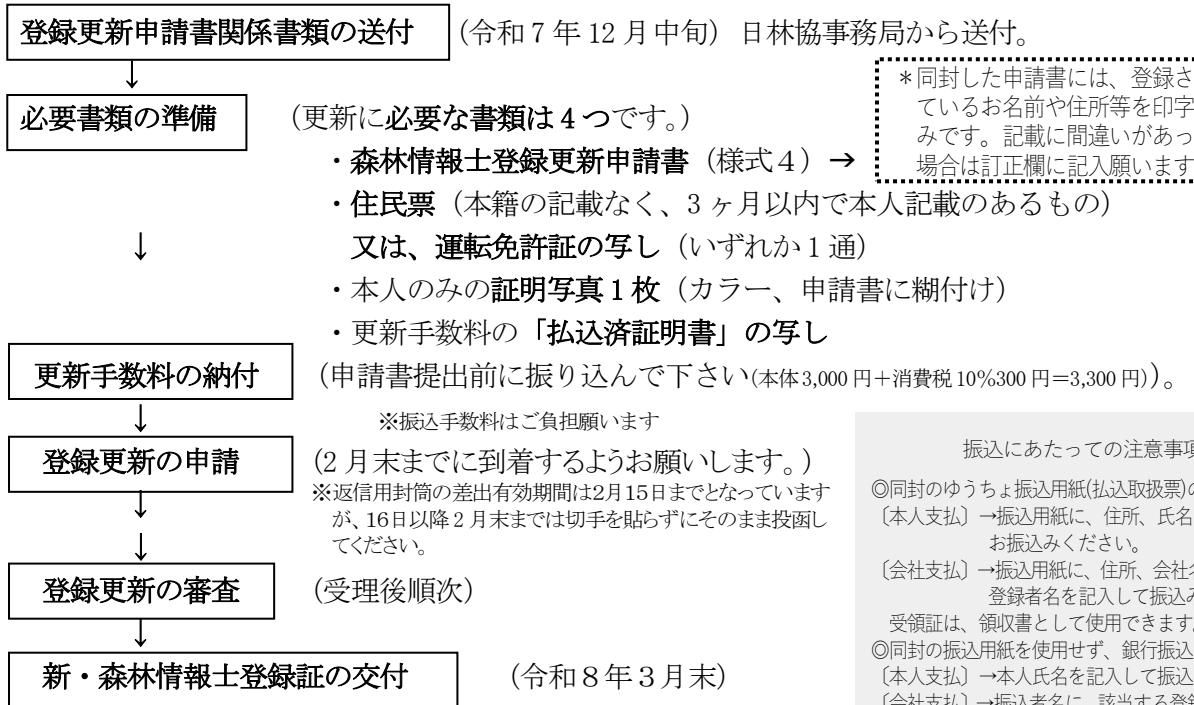
- ・「森林科学」（一社）日本森林学会 年3回発行
- ・「森林技術」（一社）日本森林技術協会 月刊
- ・「現代林業」又は「林業新知識」（一社）全国林業改良普及協会 月刊
- ・「地図中心」（一財）日本地図センター 月刊
- ・「測量」（公益）日本測量協会 月刊
- ・「先端測量技術」（公益）日本測量調査技術協会 年数回発行

イ 森林G I S フォーラム会員、地理情報システム学会会員、日本リモートセンシング学会会員、又は日本写真測量学会会員（何れかの会員である者）

ウ 森林分野C P D会員（森林・自然環境技術者教育会森林分野C P D制度）又は測量C P D会員（測量系C P D協議会）（何れかの会員である者）

エ ① 企業内研修において森林情報に関する技術指導した実績がある者（その技術指導の実施月日、場所、内容について簡潔に記載したメモを申請書に添付して下さい。）
② 森林・林業関係の学会誌、研究会などで森林情報に関する論文を発表した者（その記載された論文の冒頭のコピーを申請書に添付して下さい。）

◎登録申請から、審査、登録証交付の流れを説明します。



*同封した申請書には、登録されているお名前や住所等を印字済みです。記載に間違いがあった場合は訂正欄に記入願います。

◎「更新手数料」の事前納付をお願いします。※振込手数料はご負担願います

- ① 登録更新手数料 3,300円（本体3,000円+消費税10%300円）
- ② 登録更新手数料の振込先
 - 銀行：三菱UFJ銀行 鶴町中央支店 口座：(普)0023886
 - ゆうちょ銀行：口座番号：00130-8-60448
 - 口座名義：一般社団法人 日本森林技術協会

振込にあたっての注意事項

- ◎同封のゆうちょ振込用紙（払込取扱票）の場合
〔本人支払〕→振込用紙に、住所、氏名を記入してお振込みください。
〔会社支払〕→振込用紙に、住所、会社名、該当する登録者名を記入して振込み願います。
受領証は、領収書として使用できます。
- ◎同封の振込用紙を使用せず、銀行振込の場合
〔本人支払〕→本人氏名を記入して振込み願います。
〔会社支払〕→振込者名に、該当する登録者名を追記してお振込みください。

※振込のシステム上、追記が困難な場合や、複数名分を一括で振り込まれる場合には、金額とその内訳（該当者名一覧）が記載されたメモを申請書に同封願います。
なお、振込当日に申請書を発送できない場合には、先に上記メモをメールまたはファクシミリにて事務局あてにお送りください。

ご理解ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎新しい「森林情報士登録証」受領後は大切に保管して下さい。

氏名、現住所に、変更が生じたときは、速やかに登録事項変更申請届（様式5）を提出して下さい。また、登録証を無くした、破損した等で再交付を希望されるときは再交付申請書（様式7）を提出して下さい。登録証再交付手数料は2,200円（本体2,000円+消費税10%200円）です。

登録更新申請書提出時期に長期海外出張などで申請ができなかった場合は、登録更新申請期間以後の申請も可能ですが、その場合、登録更新日は令和8年4月1日とし、登録有効期限は令和13年3月31日とさせていただきます。

◎私たち日林協は、個人情報を適正かつ安全に取り扱います。

日本森林技術協会は、「個人情報の保護に関する法律」等関係法令を遵守し、情報セキュリティの確保はもとより、個人情報の適正かつ安全な取り扱いに積極的に取り組んでいます。

◎提出先（問合せ先）

〒102-0085 東京都千代田区六番町7

一般社団法人 日本森林技術協会 森林系技術者養成事務局

Tel 03-3261-6968 fax 03-3261-5393 E-mail mmb@jafta.or.jp

担当：一（いち）

記載例

(様式4) 森林情報士登録更新申請書(表)

(注) 右枠内は事務局記入欄です。記入しないで下さい。

登録部門	
登録番号	
初回登録年月日	
最終更新登録〃	
登録有効期限	
管理番号	

※この太枠内に写真(縦4cm×横3cmのもの)を貼って下さい。

☆の項目は登録いただいているデータです。

(ふりがな) ①氏名 ☆	ニチリン タロウ 日林 太郎	→ ①②の内容が異なる場合のみ、右に記入。	
②生年月日 ☆	昭和 35年 4月 13日	□昭和/□平成	年 月 日
③住所 ☆ → ③が異なるか、間違いの場合、右に記入。	〒 102-0085 (電話番号) 03-1234-5678		
	東京都千代田区下六番町7丁目7番地 山友町ビル1階		
	〒 - (電話番号) - -		
④勤務先等 ☆ → ④が異なるか、間違いの場合、右に記入。	☑あり □なし (自営等)	↓ □ありの場合は以下を記入して下さい。	
	名称	株式会社 森林産業	
	所在地	〒112-4649 (電話番号) 03-6789-0123 東京都文京区小石川町123番地 森林会館4階	
	□あり □なし (自営等)	↓ □ありの場合は以下を記入して下さい。	
	名称		
所在地	〒 - (電話番号) - -		
⑤登録更新を申請する部門 ☆ (左欄に現在の登録内容を記載)	森林リモートセンシング2級部門第555号 森林GIS部門2級部門第999号	→ 登録証と異なる箇所に□を入れ、右に登録証の内容を記入。	部門号 部門号 部門号 部門号
⑥登録更新要件	裏面の「⑥登録更新要件」表に記入して下さい。(該当事項を裏面に略記して下さい。)		
⑦欠格条項確認	裏面の「⑦欠格条項確認」の右欄に□チェックを記入して下さい。		
※連絡確認欄	平日連絡用電話番号	← 任意記入。申請書記載内容の確認等にのみ使用。	
	E-Mailアドレス		
※書類確認欄	↓ 更新申請に添付が必要な書類をもう一度□チェックして確認して下さい。		
	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票又は運転免許証の写し (③と同じ住所・氏名であることを確認して下さい。) <input checked="" type="checkbox"/> 手数料払込済み証明書(写し)		
自署欄 (手書きでお願いします。押印は不要です。)	森林情報士の登録(更新)を申請します。令和8年1月6日 (一社)日本森林技術協会 理事長 殿 氏名 <u>日林 太郎</u>		

記載例

(様式4) 森林情報士登録更新申請書(裏)

⑥「登録更新要件」表

対象期間	H/R 3年 4月 ~ R 8年 3月	←前回登録以後の期間を記載します。
------	---------------------	-------------------

登録更新申請要件の該当事項を□して下さい。

(ア～エの一項目で可。イ・ウの場合、会員番号を記入願います)

ア 以下の誌上で学習した者(一誌で可) 該当に□して下さい

- 「森林科学」(一社)日本森林学会 年3回発行
- 「森林技術」(一社)日本森林技術協会 月刊
- 「現代林業」又は「林業新知識」(一社)全国林業改良普及協会 月刊
- 「地図中心」(一財)日本地図センター 月刊
- 「測量」(公社)日本測量協会 月刊
- 「先端測量技術」(公財)日本測量調査技術協会 年数回発行

イ 森林G I S フォーラム会員

地理情報システム学会会員

日本リモートセンシング学会会員

日本写真測量学会会員

(何れかの会員である者)

【□して 会員番号】

】

ウ 森林分野C P D会員(森林・自然環境技術者教育会森林分野C P D制度)

測量C P D会員(測量系C P D協議会)

(何れかの会員である者)

【□して 会員番号】

】

エ ①企業内研修において森林情報に関する技術指導した実績がある者

(その技術指導の実施月日、場所、内容について簡潔に記載したメモを
申請書に添付して下さい。)

②森林・林業関係の学会誌、研究会などで森林情報に関する論文を発表した者

(その記載された論文の「冒頭のコピー」を申請書に添付して下さい。)

⑦「欠格条項確認」表

各項に該当しない場合は□チェックを記入して下さい。↓

ア	成年後見人又は被保佐人の登記がされている者	□左の各項に該当することはありません。
イ	禁固以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者	
ウ	公務員で懲戒免職の処分を受けてから2年を経過していない者	